令和３年

# 第５９回沖縄県介護保険広域連合議会（臨時会）会議録

会　期　令和３年１１月９日　開会
　　令和３年１１月９日　閉会

令和３年第５９回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会会期日程表

開会　　１１月９日
開会　　１１月９日　　会期　１日間

| 目次 | 月日（曜） | 会議区分 | 開議時刻 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 11 月 9 日（火） | 本会議 | 午前 10 時 30 分 | 開会<br>会議録署名議員の署名<br>議席の指定<br>会期の決定<br>諸般の報告<br><br>議案の審議<br>　報告第１号　専決処分の報告について<br>　議案第 20 号　沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例<br>　議案第 21 号　令和３年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第２号）<br>閉会 |

# 第　１　日　目

１１月９日　（火）

# 令和３年第５９回沖縄県介護保険広域連合議会（臨時会）会議録

令和３年５９回沖縄県介護保険広域連合議会（臨時会）は、令和３年１１月９日（火）沖縄県介護保険広域連合（会議室）に招集された。

１．開会、閉会の日時及び宣告

開会（令和３年１１月９日　：　午前１０時３０分）

閉会（令和３年１１月９日　：　午前１０時４８分）

開会の宣告（議　　長　神谷　嘉栄）

閉会の宣告（議　　長　神谷　嘉栄）

２．応招議員は、次のとおりである。

| 議席番号 | 氏　　名 |
|---|---|
| 1 | 山　川　安　雄 |
| 2 | 吉　浜　　覚 |
| 3 | 池　原　　太 |
| | |
| | |
| | |
| 7 | 仲　間　信　之 |
| | |
| 9 | 島　袋　義　範 |
| | |
| | |
| 12 | 森　山　　悟 |
| 13 | 伊　計　裕　子 |
| 14 | 宮　里　　歩 |
| 15 | 喜屋武　すま子 |

| 議席番号 | 氏　　名 |
|---|---|
| 16 | 比　嘉　麻　乃 |
| 17 | 志　村　幸　司 |
| 18 | 石　垣　大　志 |
| 19 | 新　垣　一　史 |
| 20 | 宮　平　喜　文 |
| 21 | 上江洲　智　章 |
| 22 | 渡　口　　亮 |
| 23 | 垣　花　恵　忠 |
| | |
| 25 | 新　垣　幸　子 |
| 26 | 砂　川　泰　秀 |
| 27 | 宜　保　安　孝 |
| 28 | 花　城　勝　男 |
| 29 | 神　谷　嘉　栄 |

３．不応招議員は、次のとおりである。

| 議席番号 | 氏　　名 |
|---|---|
| 4 | 與那嶺　　透 |
| 5 | 松　田　大　輔 |
| 6 | 山　城　良　一 |
| 8 | 仲　間　ト　ム |

| 議席番号 | 氏　　名 |
|---|---|
| 10 | 小　嶋　勝　喜 |
| 11 | 伊　禮　正　徳 |
| 24 | 親　川　　清 |
| | |

4．出席議員及び欠席議員は、応招義委任及び不応招議員と同じである。

5．本会議に職務のため出席したものは、次のとおりである。

| 課　　名 | 氏　　名 |
|---|---|
| 総　務　課 | 與那覇　祥　一 |
| 総　務　課 | 稲　福　　渚 |

6．地方自治法１２１条の規定により、説明のため本会議に出席したものは次のとおりである。

| 課　　名 | 氏　　名 |
|---|---|
| 広域連合長 | 當　山　　宏 |
| 副広域連合長 | 赤　嶺　正　之 |
| 副広域連合長 | 宮　城　光　正 |
| 副広域連合長 | 當　眞　　淳 |
| 事務局長 | 具志堅　兼　栄 |
| 次長兼総務課長 | 内　原　英　洋 |

| 課　　名 | 氏　　名 |
|---|---|
| 会計課長 | 野　原　　学 |
| 業務課長 | 比　嘉　利季子 |
| 認定課長兼中部調査認定事務所長 | 大　城　朝　敏 |
| 南部調査認定事務所長 | 新　川　高　志 |
| 北部調査認定事務所長 | 森　田　幸　也 |

7．会議に付した事件は、次のとおりである。

報　告　第　１　号　専決処分の報告について

議　案　第　２０　号　沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議　案　第　２１　号　令和３年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第２号）

令和３年第５９回議会（臨時会）議事日程（第１号）

| 日程 | 議案番号 | 件　　名 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 2 | | 会期の決定 | |
| 3 | | 諸般の報告 | |
| 4 | 報告第１号 | 専決処分の報告について | |
| 5 | 議案第 20 号 | 沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 即　　決 |
| 6 | 議案第 21 号 | 令和３年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第２号） | 即　　決 |

**○議長　神谷嘉栄**　ただいまから令和３年第59回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

開会にあたり、広域連合長より召集のご挨拶がございます。

當山宏広域連合長

**○広域連合長　當山宏**　皆さん、おはようございます。本日は令和３年第59回沖縄県介護保険広域連合議会の臨時会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜りまして、心から厚く感謝を申し上げます。各市町村議会におかれましては、臨時議会や来月の定例議会に向けた準備等で日程が厳しい状況にある時期と思いますけど、議員の皆様のご理解を頂きましてありがとうございます。それでは、議会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。広域連合の運営につきましては、日頃から議員の皆様のご配慮とご協力を頂き順調に運営ができております。この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

さて、沖縄県においては今月11月１日からの１か月間を新型コロナウイルス感染症のリバウンドの防止と医療・経済・暮らしなどの社会活動との両立を計る期間とし、第６波に備えた検査、医療提供体制の拡充に取り組むこととしております。酒類を提供する飲食店におきましても、営業時間短縮要請が終了としまして、感染防止対策を講じての営業となり、イベント開催時の収容人数の緩和をされました。今後社会活動が再開されるのと併せて、３回目のワクチン接種も急がれておりますけども、経口治療薬の開発が進んでいることも注目したいところでございます。引き続きコロナ感染拡大のその防止に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

さて、介護保険広域連合では、今後の介護保険制度を健全に運営し、維持することを目的に構成29市町村の地域の特性を踏まえまして、広域連合が果たすべき役割を中長期的な視点で、介護保険事業を推進するための指針として示した第８期介護保険事業計画が今年度より始まりました。また次期計画となります令和６年度からの第９期介護保険事業計画では構成市町村の介護保険料の均一賦課が決定をされておりまして、それに向けた大事な取り組みを進める３年間となります。議員の皆様のご理解とご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

本日、議会で提案する案件でありますけれども、ご報告が１件、議案が２件となっております。議案の内容につきましては、事務局長から提案理由の説明の中で申し上げますので、これらの提案につきましてご審議をよろしくお願い申し上げまして招集の挨拶とさせて頂きます。一つよろしくお願い申し上げます。

**○議長　神谷嘉栄**　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第118条の規定によりまして、議席20番　宮平喜文議員及び、21番　上江洲智章議員を指名します。

日程第２　会期の決定をお諮りします。本臨時会の会期は、本日の１日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　神谷嘉栄**　異議なしと認めます。従いまして本定例会の会期は本日の１日間に決定しました。失礼いたしました。本日の先ほど本定例会と申し上げましたけれども、本臨時会の会期は１日間とさせて頂きます。

日程第３　諸般の報告を行います。

本臨時会の会議に出席を求めた説明員の職、

氏名はお手元に配りました名簿のとおりでございます。

次に、地方自治法第235条の２第３項の規定によりまして、例月出納検査の結果報告書が提出されていますので、事務局にて閲覧に供しています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第４　報告第１号　専決処分の報告について議題とします。

報告を求めます。

具志堅事務局長。

**○事務局長　具志堅兼栄**　皆さん、おはようございます。お手元の報告第１号をご開きください。報告第１号　専決処分の報告について説明をします。本件は、地方自治法第180条第１項の規定により、議会の議決により指定された法律上、広域連合の事務に属する１件100万円以下の損害賠償額の決定並びに、訴訟物の価格が100万円以下の訴えの提起、和解及び調停に基づき広域連合長において令和３年９月16日に車両事故により生じた損害賠償額を専決処分したことから、同条第２項の規定により議会に報告するものであります。

事故の概要は、令和３年７月15日に北谷町吉原地内、住宅街の一般道路で要介護認定調査員が運転する車両のハンドル操作の誤りにより道路標識に追突し破損させたものであります。損害賠償の相手方は沖縄県公安委員会で損害賠償額は28万9,600円になります。専決処分書を添付しておりますのでご参照ください。ご説明終わります。

**○議長　神谷嘉栄**　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

**○議長　神谷嘉栄**　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は報告案件のため討論・評決を要しませんので以上をもって報告第１号　専決処分の報告についてを終了いたします。

日程第５　議案第20号　沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

具志堅事務局長。

**○事務局長　具志堅兼栄**　お手元の議案書をお願いします。議案第20号　沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本条例は人事院及び沖縄県人事委員会が令和３年給与改定についての勧告を出したことを受けて、広域連合においても給与条例の改正を行う必要が生じたことから提案するものであります。なお、この条例の適用は当広域連合で採用された職員が対象となっており、構成市町村から派遣された職員については構成市町村の給与条例が適用されることとなっております。議案説明の前に人事院及び沖縄県人事委員会の令和３年給与改定についての勧告内容を説明させていただきます。

今回の改定は、人事院及び沖縄県人事委員会との月例給を改正せず、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数4.45月分から期末手当0.15月分引き下げて4.30月分とするものであります。それでは議案についてご説明いたします。

第１条の改正は、期末手当の全体支給月数を0.15月引き下げるために12月の支給月数100分の130を100分の115に改正するのであります。第２条の改正は第１条で改正した期末手当の支給月数、６月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の115を６月期及び12月期の期末手当が均等になるように100分の122.5に配分するものであります。この条例の第１条の規定は、交付の日から第２条の規定は令和４年４月１日

から施行します。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　神谷嘉栄**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号　沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従いまして議案第20号　沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ついては原案の通り可決されました。

日程第６　議案第21号　令和３年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算第２号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

具志堅事務局長。

**○事務局長　具志堅兼栄**　議案第21号　令和３年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算第２号についてご説明します。

一般会計補正予算第２号は、既存の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ314万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額を16億6,946万1,000円とするものであります。

債務負担行為の補正は、債務負担行為の内容を変更するものであります。

３ページ、第２表　債務負担行為補正をお開きください。補正第１号で設定した人事給与システム導入事業の限度額を1,006万5,000円から1,355万2,000円に変更するものであります。増額理由は、補正第１号で計上した金額に付属機器の金額が漏れていたことから追加増額するものであります。

歳入歳出補正予算の内容については、「事項別明細書」でご説明します。

歳出から先にご説明します。７ページをお開きください。

２款１項１目一般管理費311万7,000円、２款８項１目障害支援区分認定等事業費３万円の減額は、給与改定に伴い給与手当の支給月数が0.15月引き下げられたことによる影響額であります。

次に歳入についてご説明します。６ページをお開きください。

７款１項１目財政調整基金繰入金314万7,000円の減額は、歳出の減額に伴い基金繰入金を補正するものであります。

８ページ「債務負担行為の支出予定額等に関する調書」、９ページ「給与費明細書」については、ご説明を省略させていただきます。以上で一般会計補正予算第２号のご説明とします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　神谷嘉栄**　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わりま

す。

これから議案第21号　令和３年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算第２号を採決します。

お諮りします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従いまして議案第21号　令和３年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算第２号は原案の通り可決されました。

お諮りいたします。本臨時会で議決されました案件についてその条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従いまして、条項・字句・数字・その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和３年第59回沖縄県介護保険広域連合議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

閉　会（午前10時48分）

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

沖縄県介護保険広域連合議会議長

神　谷　嘉　栄

署名議員（議席番号20号）　宮　平　喜　文

署名議員（議席番号21号）　上江洲　智　章